

消防局職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属	職名	年齢	性別
消防局南消防署	消防士	25歳	男性

2 事案の概要

被処分者は、令和3年10月8日（金）午後11時05分頃、同月19日（火）に行われる「車両運行資格認定試験」の筆記試験問題を不正に取得するため、当直勤務中であつたにもかかわらず、自席パソコンから試験問題を作成していた担当係長のパソコンへ不正なアクセスを行い、デスクトップ上に保管してあつた当該試験問題を入手、情報セキュリティポリシーに違反したものの。

なお、当該試験実施前に上記行為が判明したため、試験問題を再作成するとともに、当該職員の受験資格を取り消すこととなつた。

3 処分内容

停職3か月

4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び第35条（職務に専念する義務）に違反する行為であり、同法第29条第1項各号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条第1項）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

5 処分年月日

令和3年11月30日

6 訓告処分

(1) 次の3人を管理監督責任により、嚴重文書注意の訓告処分とする（同日付）。

- 南消防署長
- 南消防署副署長兼第二中隊長
- 南消防署第二中隊第一小隊長

(2) 次の職員（試験問題作成者）を情報セキュリティ対策を怠つたもの（※）として、嚴重文書注意の訓告処分とする（同日付）。

警防課装備係長

※本来、パスワードを設定すべきファイルに対し、設定を行っていない状態でデスクトップ上に保管していたもの。

7 再発防止策

全庁的に情報セキュリティ対策及びコンプライアンスに関する研修を行い、引き続きセキュリティ対策の徹底を図るとともに、被処分者に対して、別途研修を実施する。